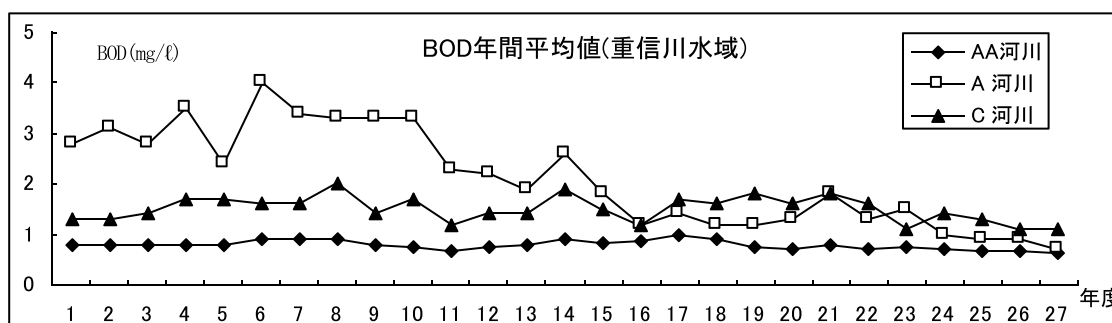


(イ) 重信川水域

東温、今治、西条の市界、東三方ヶ森に源を發し、道後平野を貫流した後、伊予灘に流入する総延長263.1km、流域面積445.0km²の一級河川である。流域では、人口の密集化による生活排水が水質に影響を与えており、石手川と重信川の上流域はAA類型に、下流域は石手川でC類型、重信川でA類型に指定されている。

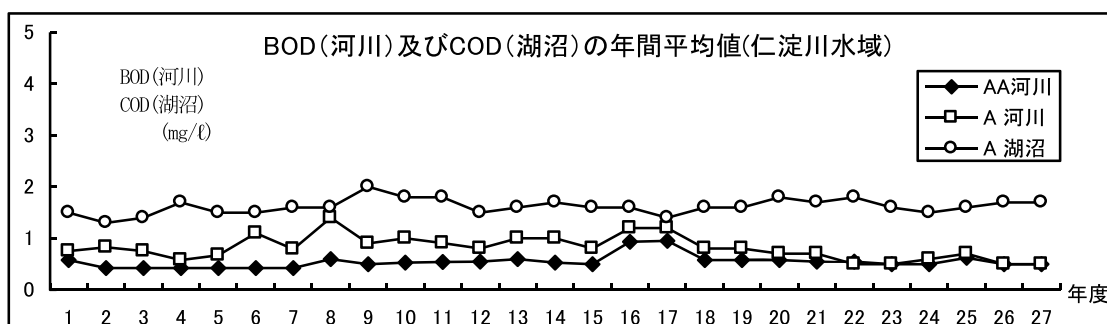
平成27年度の水質測定結果は、BODについては、石手川上流で環境基準が未達成となっている。BODの各地点の年間平均値では石手川上流域で0.5~1.0mg/ℓ、下流域では1.1mg/ℓ、重信川上流域で0.5~0.7mg/ℓ、下流域では0.5~0.8mg/ℓであり、経年変化は横ばいである。



(ロ) 仁淀川水域

愛媛、高知両県にまたがり、石鎚山系面河山に源を發し、久万高原町を経て高知県に至る総延長 277.8km、流域面積 600.6km²の一級河川である。支川の割石川には面河ダム（有効貯水量2,680万m³）がある。流域には汚濁源も少なく水質は良好であり、河川上流域はAA類型、下流域はA類型、面河ダムは湖沼のA類型に指定されている。

平成27年度の水質測定結果は、BOD、CODについては、すべての基準点で環境基準を達成しており、河川のBODの各地点の年間平均値は0.5mg/ℓであり、湖沼のCODの各地点の年間平均値は1.7mg/ℓであり、経年変化は横ばいである。

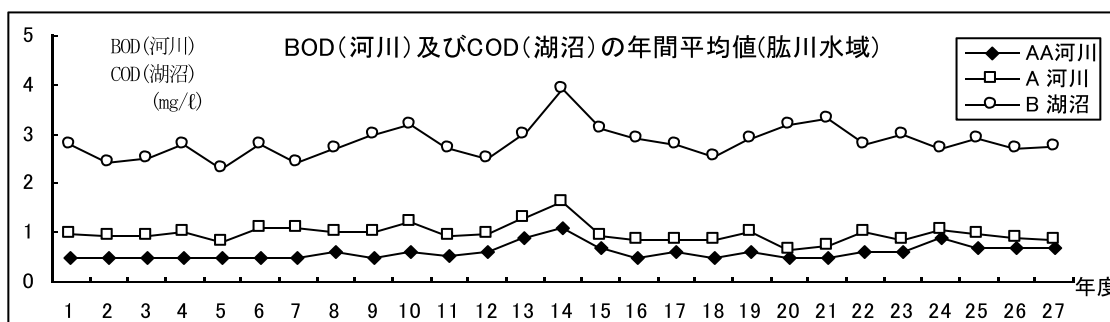


(ハ) 肱川水域

西予市宇和町東多田付近に源を發し、西予市、大洲市、伊予市及び内子町の3市1町にまたがる総延長 981.2km、流域面積1,211.4km²の県下最大の一級河川で、中流には、鹿野川湖（有効貯水量2,980万m³）と野村ダム（同1,270万m³）がある。流域の主な汚濁源は生活排水と畜産排水であり、上流域はAA類型、下流域はA類型、鹿野川湖は湖沼のB類型に指定されている。

平成27年度の水質測定結果は、BODについては、すべての基準点で環境基準を達

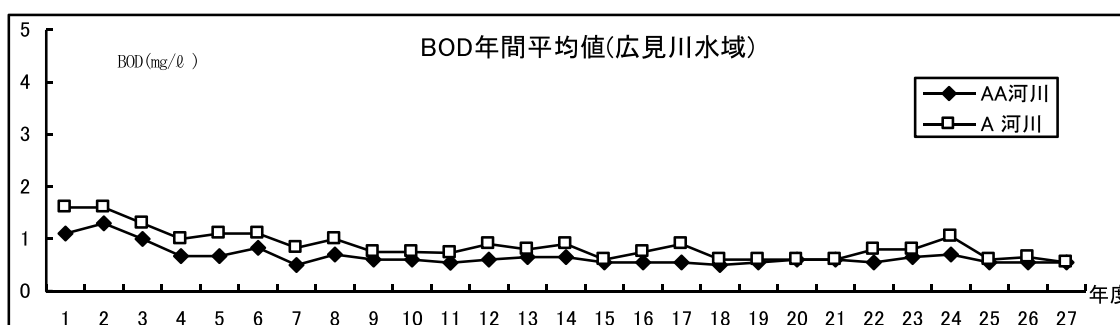
成しており、河川のBODの各地点の年間平均値は0.6~1.5mg/ℓ である。また、湖沼のCODの各地点の年間平均値は2.8mg/ℓ であり、経年変化は横ばいである。



㌘) 広見川水域

北宇和郡鬼北町と高知県禰原町との境界に位置する地蔵山に源を発し、鬼北町、松野町を経て、高知県四万十市で四万十川本川に流入する総延長298.0km、流域面積405.2km²の一級河川である。流域の主な汚濁源は生活排水と畜産排水であり、広見川上流域はAA類型、下流域及び支川の三間川がA類型に指定されている。

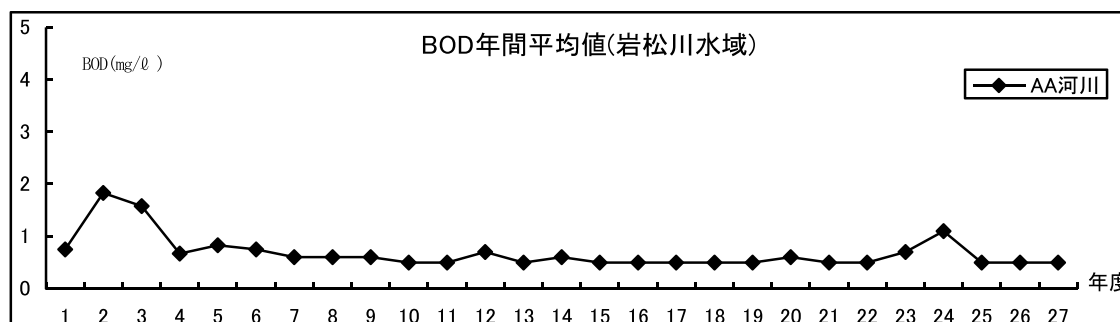
平成27年度の水質測定結果は、BODについては、すべての基準点で環境基準を達成しており、BODの各地点の年間平均値は0.5~0.6mg/ℓ であり経年変化は、横ばいである。



㌘) 岩松川水域

宇和島市津島町音無山山嶺に源を発し、宇和島市の山間部を流下しながら御代の川、野井川、増穂川等の支川と合流し、北灘湾に流入する総延長57.3km、流域面積129.6km²の二級河川である。この流域には、汚濁源は少なく、すべてAA類型に指定されている。

平成27年度の水質測定結果は、BODについては、すべての基準点で環境基準を達成しており、BODの年間平均値は0.5mg/ℓ であり、経年変化は横ばいである。

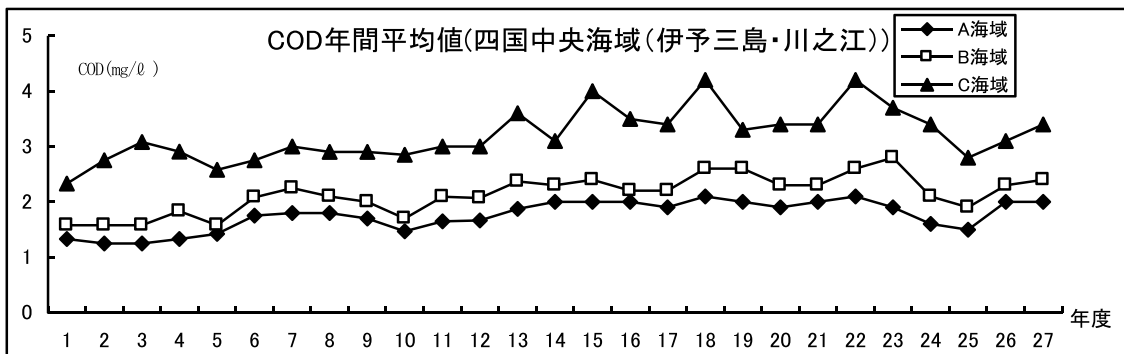


イ 海域の水質現況

(7) 燧灘東部海域 (四国中央(伊予三島・川之江))

この海域は、香川県境の余木崎から四国中央市関谷鼻までの地先海域で、主な汚濁源は、紙・パルプ製造業を中心とする工場排水であり、A類型からC類型に指定されている。現在は、排水規制の強化等により、昭和50年代と比べ、水質は改善している。

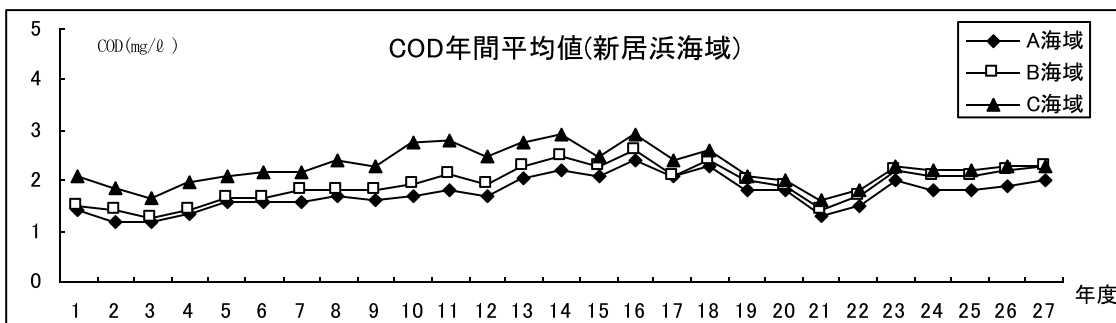
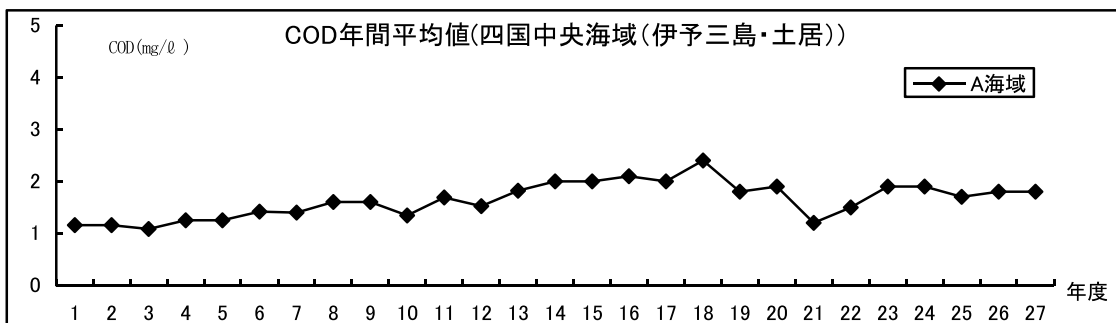
平成27年度の水質測定結果は、CODについて伊予三島・川之江海域の2地点で環境基準が未達成となっている。CODの各地点の年間平均値は1.9~4.2mg/lである。また、全窒素の年間平均値は0.17mg/l、全りんは0.017mg/lであり、いずれも環境基準を達成している。

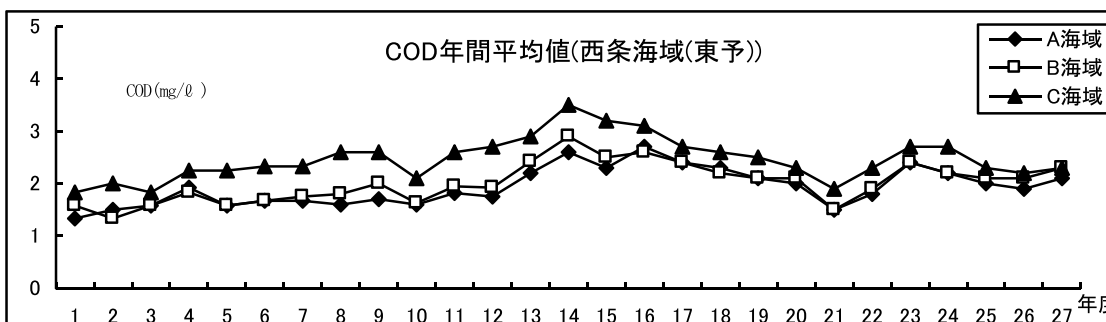
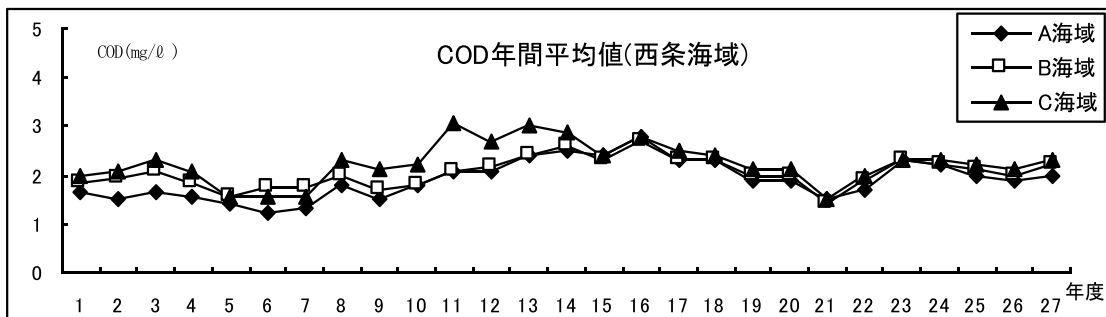


(4) 燧灘中西部(四国中央(伊予三島・土居)、新居浜、西条(西条)、西条(東予))

この海域は、四国中央市関谷鼻から、新居浜市、西条市を経て、今治市大崎鼻に至る地先海域で、主な汚濁源は、新居浜、西条、東予地区の臨海工業地帯の化学工業、化学繊維工業等の工場排水であり、A類型からC類型に指定されている。

平成27年度の水質測定結果は、CODについて西条海域1地点、東予海域1地点の計2地点で環境基準が未達成となっている。CODの各地点の年間平均値は1.8~2.9mg/lである。また、全窒素の年間平均値は0.18mg/l、全りんは0.018mg/lであり、環境基準を達成している。

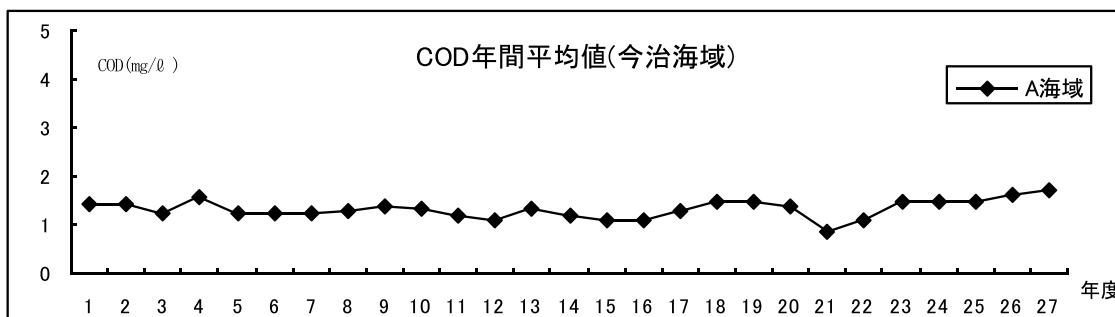




(ウ) 燧灘北西部海域 (今治)

この海域は、今治市大崎鼻から梶取ノ鼻までの地先海域で、主な汚濁源は染色工場等の排水であり、A類型に指定されている。

平成27年度の水質測定結果は、CODについては、すべての基準点で環境基準を達成しており、CODの各地点の年間平均値は1.4~2.0mg/lである。また、全窒素の年間平均値は0.13mg/l、全りんは0.019mg/lであり、いずれも環境基準を達成している。

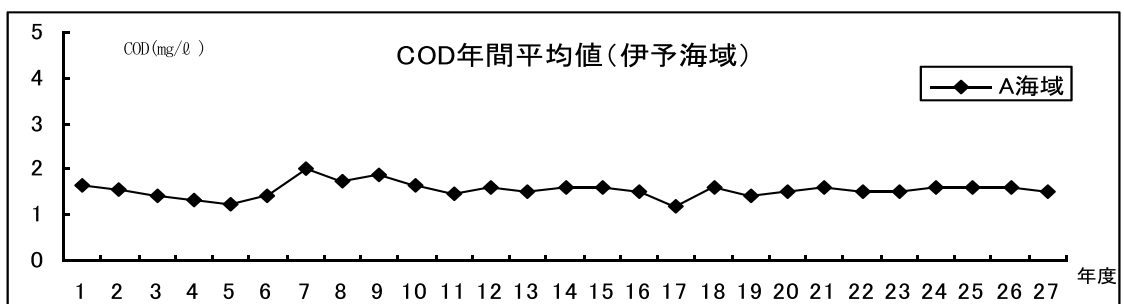
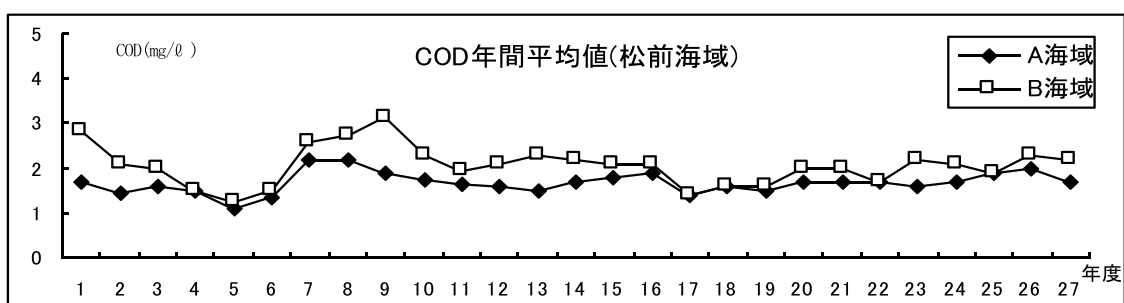
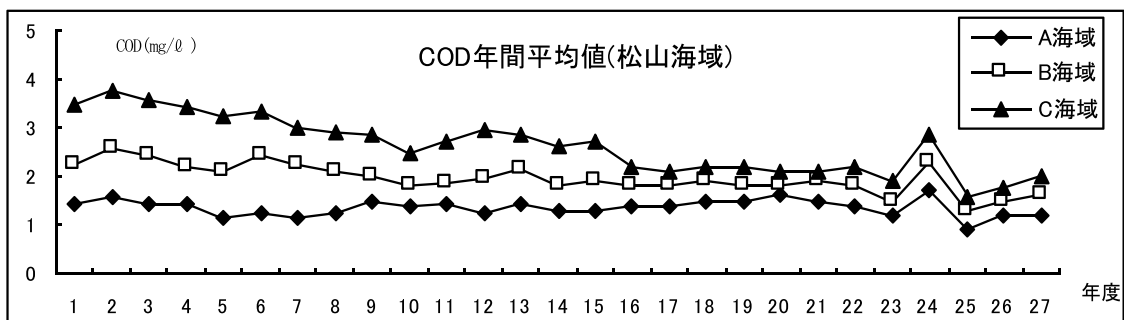
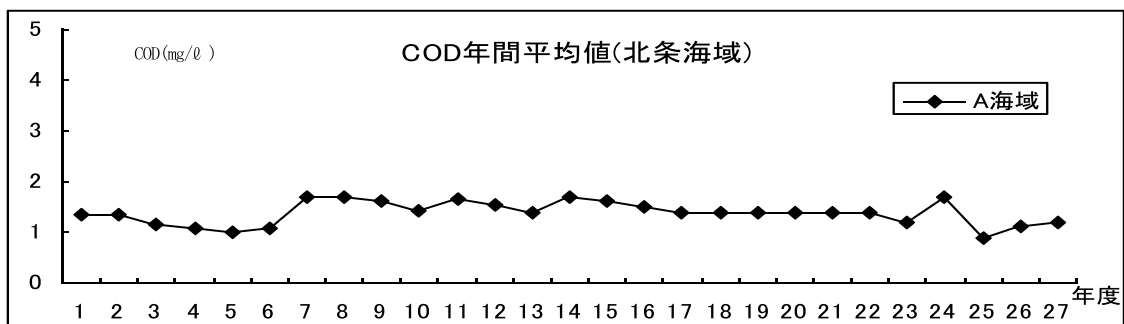
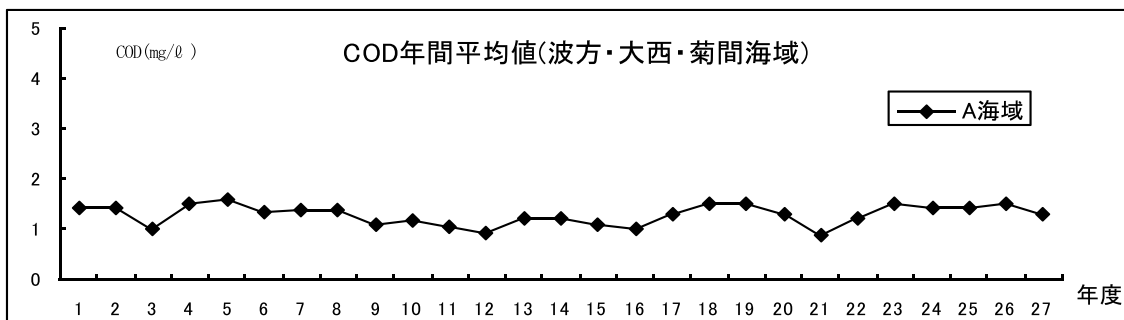


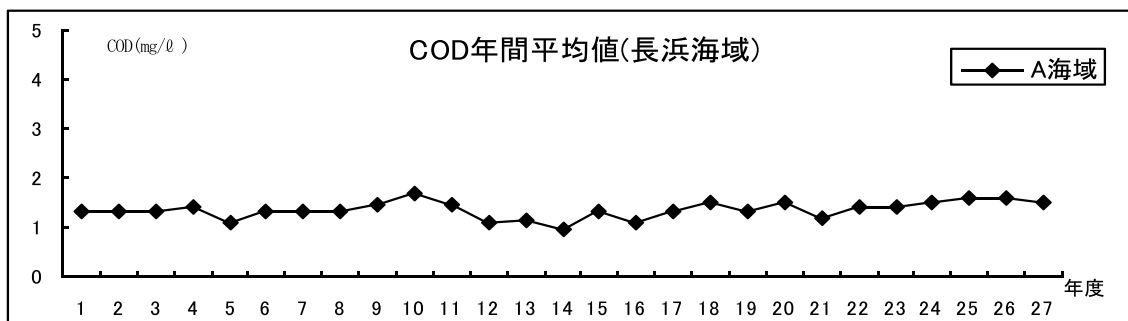
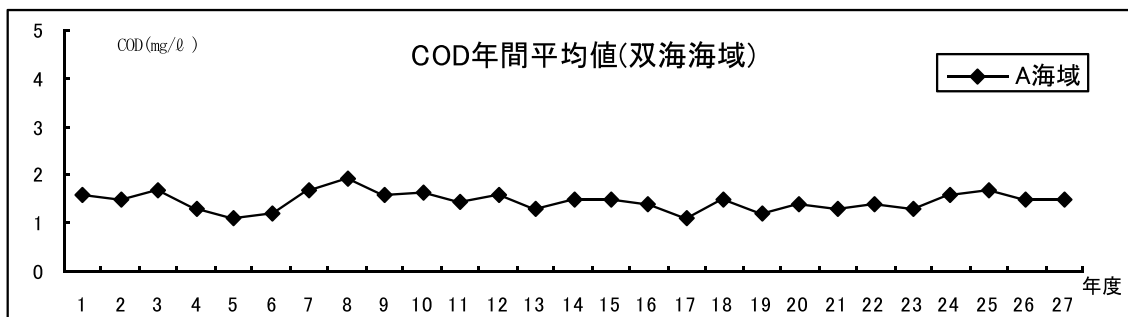
(エ) 伊予灘 (波方・大西・菊間、北条、松山、松前、伊予、双海、長浜)

この海域は、今治市梶取ノ鼻から佐田岬半島先端に至る地先海域で、松山海域(A・B・C型)及び松前海域(A・B類型)以外は、すべてA類型に指定されている。その主な汚濁源は、今治市、松山市及び松前町にある石油化学、化学繊維等の工場排水と生活排水である。

平成27年度の水質測定結果は、CODについて、伊方海域の1地点で環境基準が未達成となっている。CODの各地点の年間平均値は1.2~2.5mg/lである。

また、全窒素及び全りんについても、海域内の年間平均がそれぞれ0.14mg/l、0.017mg/lであり、いずれも環境基準を達成している。



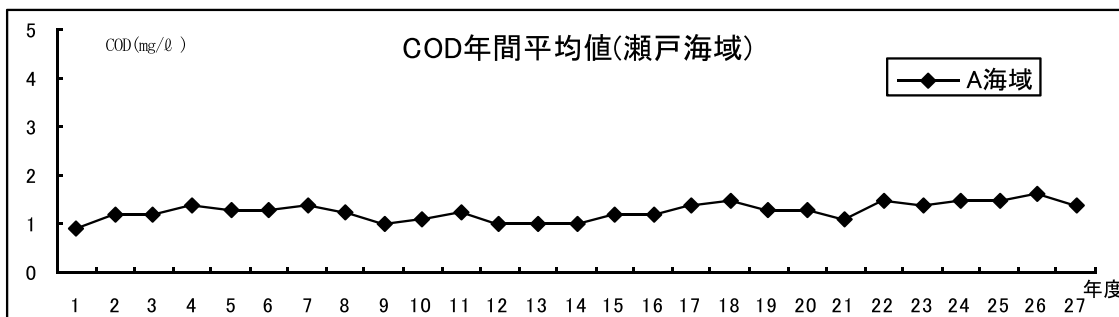
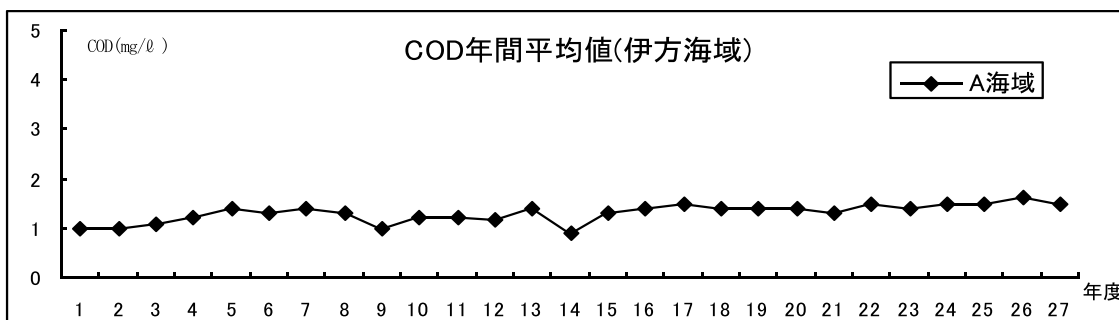


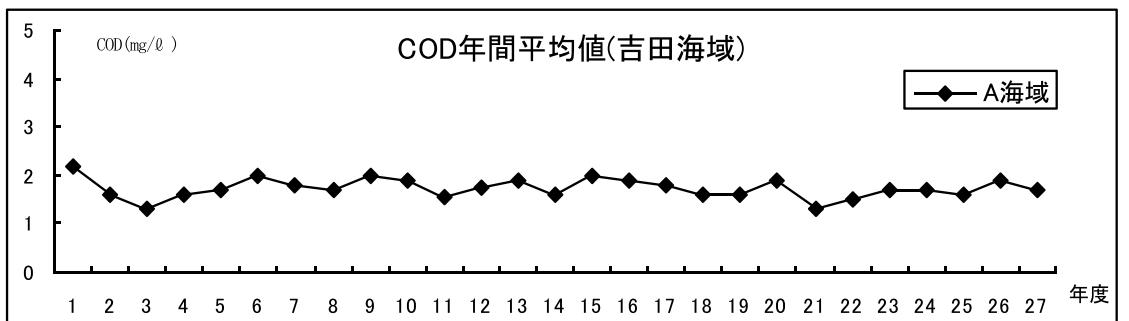
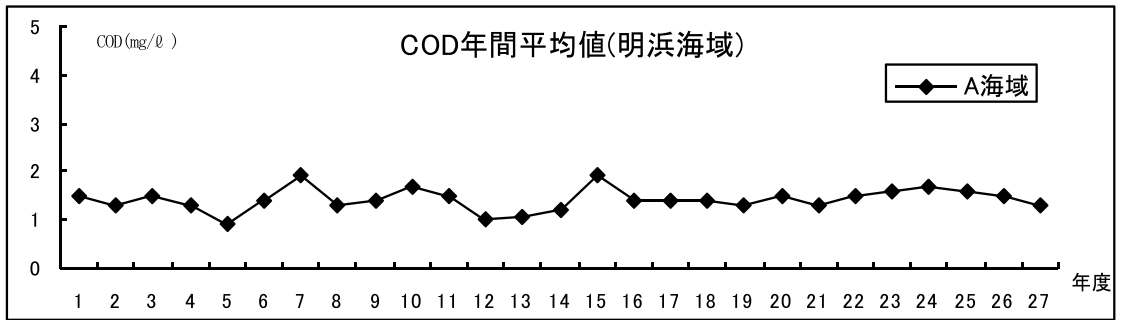
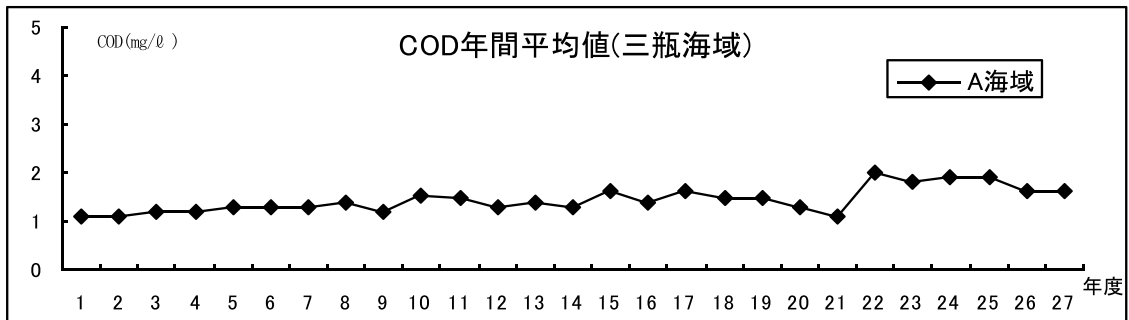
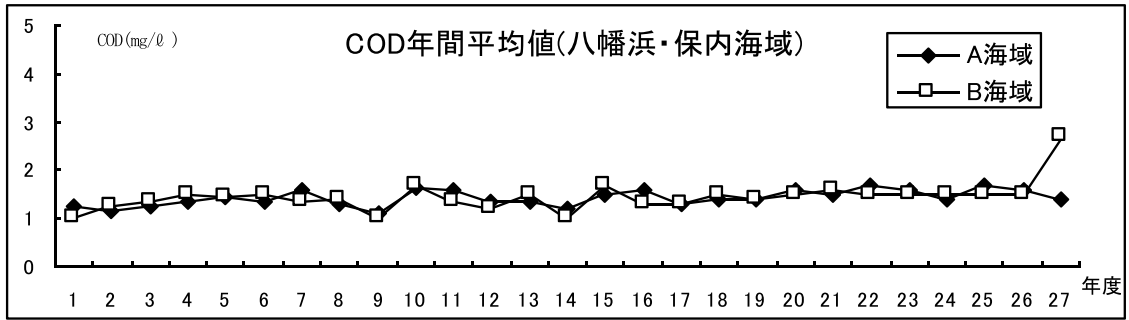
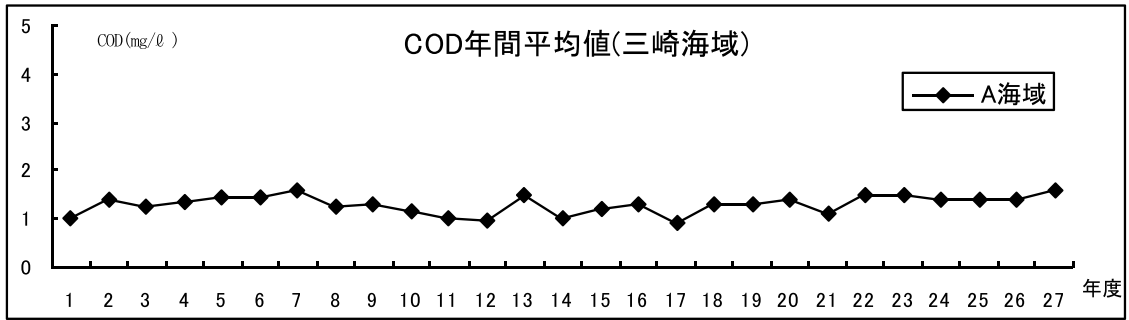
(オ) 宇和海 (伊方、瀬戸、三崎、八幡浜・保内、三瓶、明浜、吉田、宇和島、宇和海・津島、内海・御荘、西海・城辺)

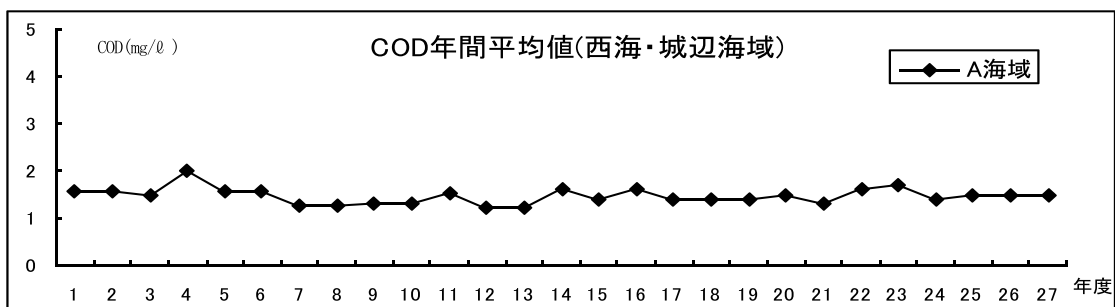
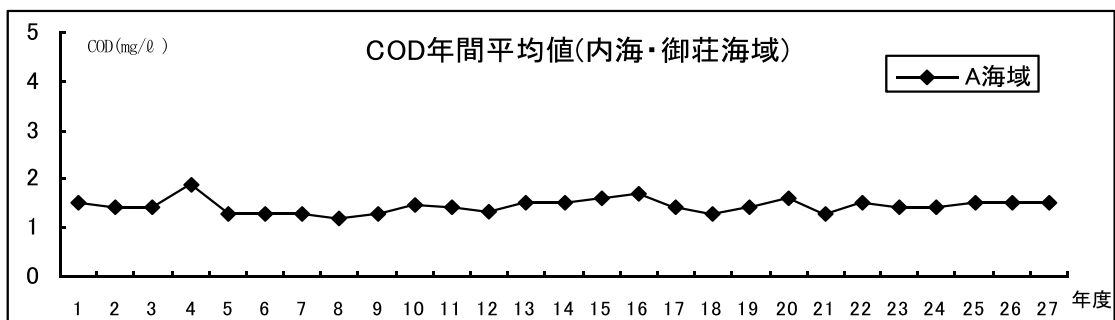
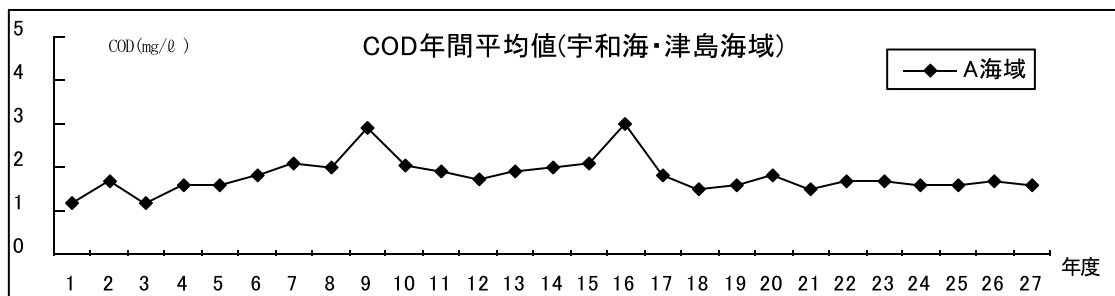
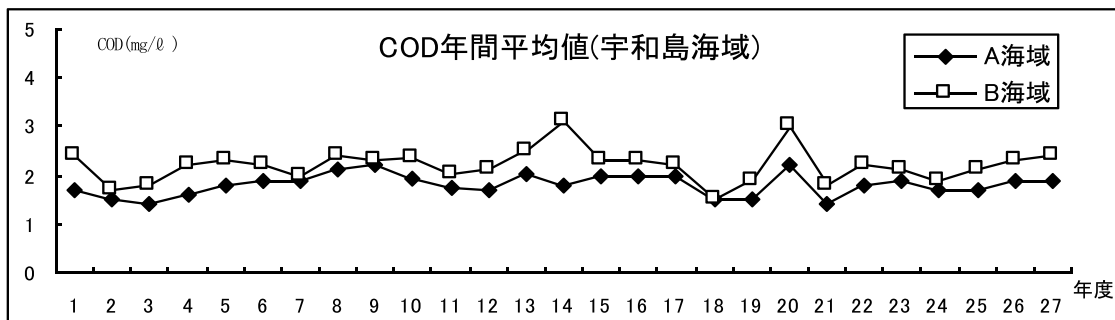
この海域は、佐田岬半島先端から高知県境に至る地先海域で、八幡浜・保内海域 (A・B類型)、宇和島海域 (A・B類型) 以外は、すべてA類型に指定されている。汚濁源としては、生活排水と、小規模事業場排水、水産養殖場等がある。

平成27年度の水質測定結果は、CODについて三瓶海域1地点、吉田海域2地点、宇和島海域2地点の計5地点で環境基準が未達成となっている。CODの各地点の年間平均値は1.2~2.7mg/l である。

また、佐田岬半島先端から愛南町高茂岬に至る地先海域においては、全窒素の年間平均値は0.23mg/l、全りんは 0.018mg/l であり、いずれも環境基準を達成している。







③ 汚濁負荷量の状況

閉鎖性水域である瀬戸内海の水質保全対策の一環として、昭和 55 年度から瀬戸内海に流入する化学的酸素要求量（COD）（その後、窒素含有量及びりん含有量を追加）の汚濁負荷量を一定量以下に削減する総量規制が実施されている。

県では、平成26年度を目標年度とする、第7次の「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」を策定し、瀬戸内海に流入する生活排水、工場排水等について汚濁負荷量の削減を図っている。

本県から瀬戸内海に排出されるCOD、窒素、りんの汚濁負荷量は、表2-1-8のとおりであり、経年的には減少している。また、第7次総量削減計画の平成26年度目標値を達成した。

表2-1-8 瀬戸内海に排出されるCOD、窒素、りん汚濁負荷量

年度		生活排水 (t/日)	産業排水 (t/日)	その他 (t/日)	計 (t/日)	備考
54	COD	28	53	9	90	第1次総量削減計画の基準年度
59	COD	27	44	8	80	第1次総量削減計画の目標年度 第2次総量削減計画の基準年度
元	COD	26	48	8	82	第2次総量削減計画の目標年度 第3次総量削減計画の基準年度
6	COD	24 (24)	41 (44)	7 (8)	72 (76)	第3次総量削減計画の目標年度 第4次総量削減計画の基準年度
11	COD	21	42	7	70	第4次総量削減計画の目標年度 第5次総量削減計画の基準年度
	窒素	10	11	52	73	
	りん	0.9	1.1	3.4	5.4	
16	COD	17	41	7	65	第5次総量削減計画の目標年度 第6次総量削減計画の基準年度
	窒素	9	9	48	66	
	りん	0.8	0.6	3.6	5.0	
21	COD	15	33	7	55	第6次総量削減計画の目標年度 第7次総量削減計画の基準年度
	窒素	8	8	49	65	
	りん	0.7	0.6	3.7	5.0	
26	COD	12	39	7	58	第7次総量削減計画の目標年度 (目標値)
	窒素	8	9	45	62	
	りん	0.7	0.6	3.3	4.6	

注：平成6年は、渇水の影響が大きく、()内が渇水影響を補正した値である。

④ 瀬戸内海水質汚濁総合調査

環境省では、昭和47年度から瀬戸内海における総合的な水質汚濁防止対策の効果を把握し、水質汚濁機構の解明に必要な基礎資料を得るため、瀬戸内海の水質及び底質の汚濁の実態を統一的な手法で調査している。

具体的には、瀬戸内海沿岸の11府県が環境省からの委託を受け、年4回、同一週に水質調査を行っている。(なお、24年度のみ本県は年2回調査となった)

本県では、燧灘6地点、伊予灘7地点、宇和海6地点の合計19地点で調査を行っており(図2-1-1参照)、その結果は、表2-1-9のとおりで、灘別の透明度とCODについて経年変化を見ると、全海域において横ばいである。(図2-1-2参照)

図2-1-1 愛媛県の調査地点図 (●はプランクトン採取地点)

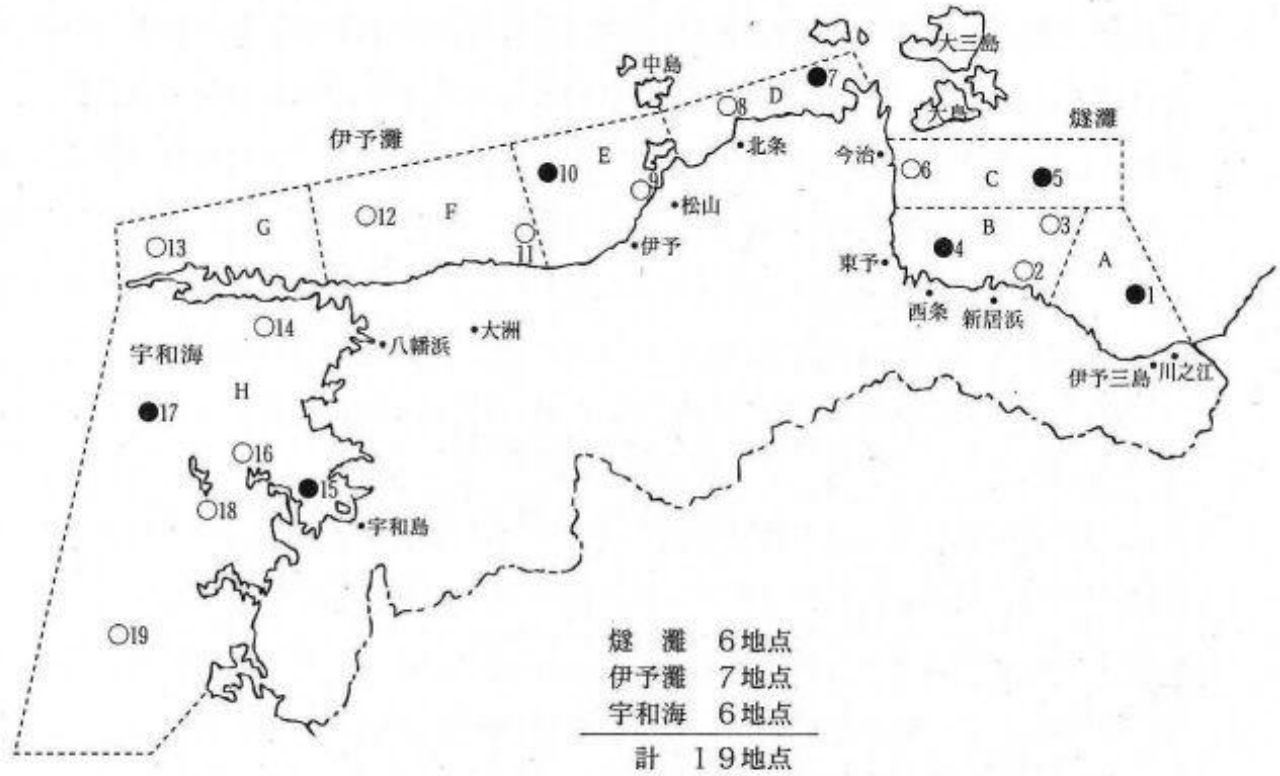


図2-1-2 透明度及びCODの経年変化

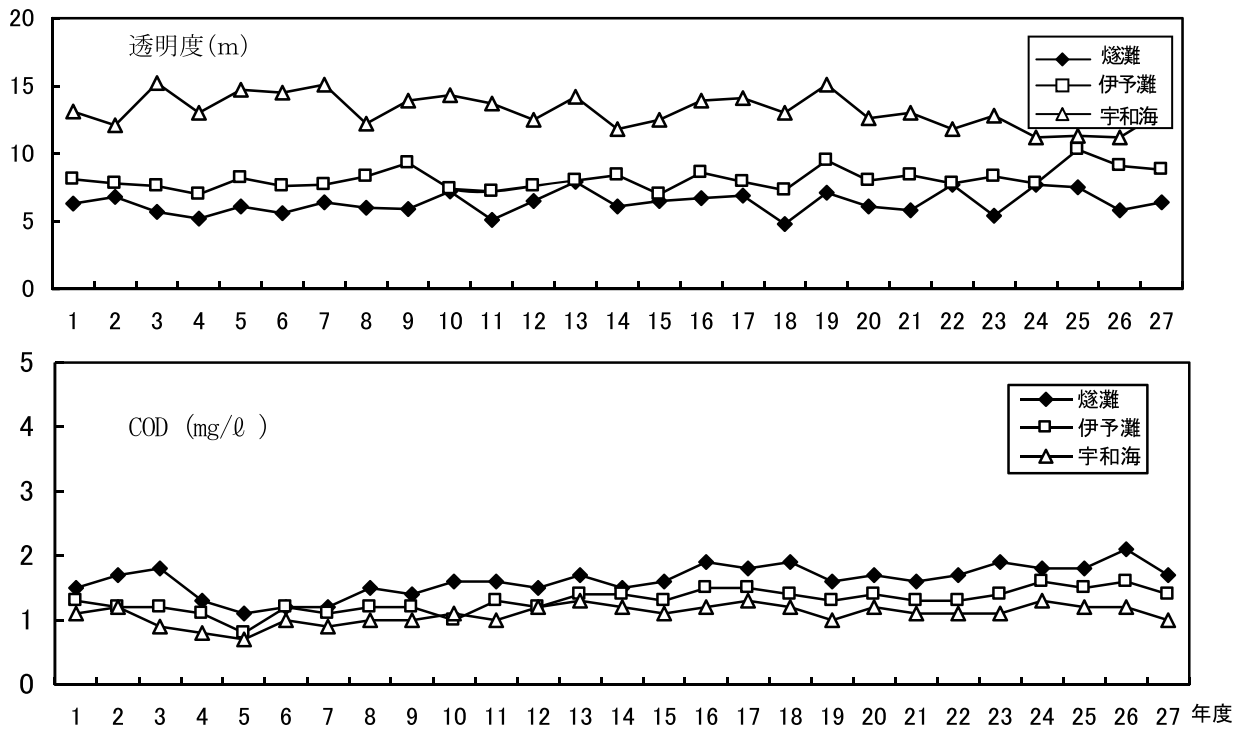


表2-1-9 灘別水質調査結果

(透明度：m、その他：mg/ℓ)

海域名	項目/年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
燧灘	透明度	4.8	7.1	6.1	5.8	7.7	5.4	7.7	7.5	5.8	6.4
	COD	1.9	1.6	1.7	1.6	1.7	1.9	1.8	1.8	2.1	1.7
	全りん	0.028	0.019	0.020	0.019	0.018	0.021	0.022	0.017	0.021	0.016
	全窒素	0.30	0.26	0.21	0.20	0.19	0.18	0.18	0.17	0.20	0.16
伊予灘	透明度	7.3	9.5	8.0	8.4	7.8	8.3	7.8	10.3	9.1	8.8
	COD	1.4	1.3	1.4	1.3	1.3	1.4	1.6	1.5	1.6	1.4
	全りん	0.028	0.017	0.017	0.018	0.015	0.017	0.019	0.012	0.018	0.015
	全窒素	0.23	0.19	0.18	0.17	0.17	0.18	0.17	0.12	0.20	0.17
宇和海	透明度	13.0	15.1	12.6	13.0	11.8	12.8	11.2	11.3	11.2	13.1
	COD	1.2	1.0	1.2	1.1	1.1	1.1	1.3	1.2	1.2	1.0
	全りん	0.026	0.015	0.014	0.014	0.013	0.013	0.017	0.012	0.014	0.012
	全窒素	0.20	0.17	0.18	0.15	0.12	0.13	0.15	0.13	0.12	0.11

⑤ 水浴場の水質調査

県内の主な水浴場について、毎年、水浴シーズン前及びシーズン中に水質調査を行っている。

平成28年度は、水浴場25箇所（県実施分：18箇所、松山市実施分：7箇所）で水質調査を実施し、シーズン前は、水質が特に良好な「水質AA」が19箇所、水質が良好な「水質A」が6箇所であった。また、シーズン中は、「水質AA」が20箇所、「水質A」が5箇所であった（資料3-13参照）。

なお、平成8年における病原性大腸菌O-157による食中毒問題を踏まえ、平成8年度以降併せてO-157の調査を行っているが、平成28年度についても、これまでと同様、シーズン前・シーズン中ともすべての水浴場から検出されなかった。

⑥ 地下水の水質調査

ア 継続監視調査（定期モニタリング調査）

継続監視調査については、平成11年度までは、水質調査手法に基づき、各市町村2地点で調査することを基本とし、事業場や人口、地下水利用実態等を考慮して県下148地点（県129地点）で実施してきたが、平成12年度からは環境省から示された「水質モニタリング方式効率化指針」に基づき、調査結果の推移を考慮しつつ、調査内容等の効率化を図っている。

平成27年度は、県内の68地点（国土交通省6地点、県52地点及び松山市10地点）で水質調査を行った結果、松山市1地点でテトラクロロエチレン（環境基準；0.01mg/ℓ）、今治市1地点で砒素（環境基準；0.01mg/ℓ）、今治市他19地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（環境基準；10mg/ℓ）が環境基準を超過した。

イ 概況調査

概況調査については「水質モニタリング方式効率化指針」に基づき、調査地点数、調査方法を見直し、県下345地点（県調査分）を平成12年～16年までの5年間で1巡するローリング調査を実施した。

平成27年度は、基準超過の多く見られた項目を中心に、飲用の多い地区を調査対象とし、22地点（県調査分10地点、松山市調査分12地点）において概況調査を実施した結果、宇和島市1地点で砒素（環境基準；0.01mg/l）が環境基準を超過した。要監視項目については、調査を実施した12地点すべてにおいて、指針値の超過はみられなかった。ダイオキシン類調査についても、調査を実施した2地点において、環境基準を達成した（資料編3-12参照）。

環境基準超過井戸地区については、汚染井戸周辺地区調査を実施し、周辺井戸の状況把握と汚染源の推定を行った。

環境基準を超過していた地下水については、関係市町を通じて飲用不適を通知する等の衛生対策を指導している。

⑦ 水生生物調査

水質環境を評価するための尺度として水生生物を用いる手法は、物理化学的手法に比べて、一般的に簡便であり、また、得られた結果の理解が容易であることから、全国的に実施されている。本県においては、小・中学生を含む一般市民の参加を得ることにより、身近な河川の水質を知るとともに、水辺への触れ合いを深め、水質浄化の意識の高揚を図ることを目的として、県内各地で水生生物調査を実施している。平成27年度は、8団体延べ220人が県内の7河川（8地点）において調査を行い、その結果は、表2-1-10のとおり、調査地点の100%が水質階級Ⅰ（きれいな水）と判定されている。

表2-1-10 平成27年度水生生物調査の結果

水質階級	各水質階級の地点数	水質判定の割合(%)
Ⅰ（きれいな水）	8	100
Ⅱ（少し汚れた水）	0	0
Ⅲ（汚れた水）	0	0
Ⅳ（大変汚れた水）	0	0
不明	0	0
計	8	100

⑧ ゴルフ場農薬対策

ア ゴルフ場農薬安全対策

ゴルフ場で使用される農薬による周辺河川等の環境汚染を防止するため、周辺環境に配慮した農薬の適正使用が強く求められている。

このため、県においては、平成元年9月に「愛媛県ゴルフ場農薬適正使用指導要綱」を定め、ゴルフ場事業者に対して、農薬管理責任者の設置、農薬の適正使用、年2回以上の水質検査、農薬使用状況の報告等を義務付けることにより、水質汚濁の未然防止の徹底を図っている。

また、平成5年3月には、農薬の適正使用の徹底を一層図るために「愛媛県ゴルフ場

病害虫等防除指針」と、省農薬化した新しい防除技術を推進するために「ゴルフ場における芝の管理・省農薬防除マニュアル」を策定し、環境保全対策に万全を期している。

平成27年に県内27ゴルフ場で使用された農薬の使用状況は、表2-1-11のとおりであり、1ゴルフ場当たりの農薬使用量は、596kgである。

農薬の分類別に見ると、1ゴルフ場当たりの使用量では、殺菌剤が270kgと最も多く、農薬の種類でも殺菌剤が9.6種類と最も多かった。

表2-1-11 ゴルフ場における農薬使用状況(平成26、27年)

	県全体				1ゴルフ場当たり			
	農薬の種類		農薬使用量(kg)		農薬の種類		農薬使用量(kg)	
	26年	27年	26年	27年	26年	27年	26年	27年
殺菌剤	56	60	7,131	7,290	9.4	9.6	264	270
殺虫剤	26	22	3,007	2,483	4.3	4.3	111	92
除草剤	41	44	5,764	6,266	6.2	7.1	213	232
その他	3	4	45	43	0.1	0.3	1.6	1.6
合計	126	130	15,947	16,082	20.0	21.3	590	596

また、芝の省農薬管理を促進するため、平成6年11月に「愛媛県ゴルフ場農薬適正使用士認定要領」を策定し、省農薬管理技術等の講習及び試験を実施して、「愛媛県ゴルフ場農薬適正使用士」を認定している。

平成27年度のゴルフ場農薬適正使用士認定研修会では、関係法令、芝の病害虫・雑草の概説及び省農薬防除法、周辺環境の保全対策、農薬安全使用・保管管理対策などについて、講義等を行い、更新24名、新規4名を「愛媛県ゴルフ場農薬適正使用士」に認定した。

イ ゴルフ場使用農薬に係る水質調査等

「愛媛県ゴルフ場農薬適正使用指導要綱」では、ゴルフ場事業者自らが、主要な農薬を対象に排水口等で水質検査を実施するよう義務付けており、平成27年の自主水質検査結果では、いずれも農薬は検出されず、指針値等を満足した（資料編3-14参照）。

(2) 対策

① 工場・事業場対策

ア 水質汚濁防止法等による規制

工場、事業場からの排水の規制については、水質汚濁防止法に基づき、特定施設の設置・変更に係る届出制や全国一律の排水基準などが設けられている（資料編3-15、3-16参照）。

また、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、瀬戸内海区域の最大排水量50m³/日以上の工場・事業場に対しては、特定施設の設置・変更に係る許可制が採用されている。

水質汚濁防止法の施行当初は、特定施設としては74の業種等に係る汚水を排出する施設が指定されていたが、その後、畜産、旅館、病院、弁当製造、飲食店等の施設が逐次追加され、平成3年7月にはトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設及び蒸留施設の追加、平成9年8月には廃棄物焼却施設の規制規模の引下げ、平成

10年5月にはPCB処理施設の追加、平成11年12月にはジクロロメタンによる洗浄施設及び蒸留施設の追加、平成13年7月には石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設の追加、平成24年5月には界面活性剤製造業の用に供する反応施設等の追加が行われた結果、現在103の業種等に係る特定施設が指定されている。このほか、平成2年6月には水質汚濁防止法等が改正され、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の閉鎖性水域においてのみ規制する指定地域特定施設（瀬戸内海については、みなし指定地域特定施設）の制度が定められ、処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽が指定されている。

さらに、瀬戸内海のCOD、窒素含有量、りん含有量の負荷量増加に有効に対処し、水質改善を図るため、濃度規制のみでは不十分であり汚濁負荷量全体を削減する必要があることから、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全臨時措置法が改正され、昭和55年度から水質総量規制制度が導入された。この水質総量規制制度は、平均排水量50m³/日以上以上の工場・事業場（指定地域内事業場）に対して、総量規制基準の遵守、負荷量の測定を義務付けたものである。総量規制基準は、指定地域内事業場から排出される負荷量の許容限度として、各事業場ごとに特定排水（製造工程から排出される汚水で、冷却水等の汚染されていない水を除く。）の最大値に業種その他の区分ごとに知事が定めたC値（COD、窒素及びりん値）を乗じて算出される。（資料編3-17、3-18参照）

また、地下水汚染の未然防止対策については、水質汚濁防止法に基づき、平成元年6月からトリクロロエチレン等の有害物質を含む水の地下への浸透の禁止規制が行われ、平成9年4月から知事が汚染原因者に対し汚染された地下水の浄化を命令することができるようになった。さらに平成24年6月から有害物質を使用する特定施設等において、構造基準の遵守及び定期点検の実施等の規定が新たに追加された。

なお、松山市は、昭和48年5月に水質汚濁防止法に基づく政令市の指定を受けたため、同市内の工場・事業場の排水規制、公共用水域の監視などの業務については同市の権限となっている。

また、同市は、平成12年4月1日から中核市になったため、同市内における瀬戸内海環境保全特別措置法の対象事業場に係る規制についても、同市権限となっている。

イ 愛媛県公害防止条例による規制

愛媛県公害防止条例では、生コンクリートのトラックミキサー洗浄施設等4種類の施設を排水施設として指定しており、これらの施設を設置する工場、事業場には、排水施設の設置等の届出、排水基準の遵守等を義務付けている。

また、全国一律の排水基準では環境基準を達成維持することが困難であるため、本県では、水質汚濁防止法の規定に基づき愛媛県公害防止条例で、COD、SS等6項目について、より厳しい基準値（上乘せ排水基準値）を設定している。（資料編3-19参照）

なお、平成9年4月から、松山市内の同条例に基づく工場・事業場の排水規制などの業務については、同市に権限を委譲している。

ウ 規制対象の工場・事業場

平成27年度末現在で、水質汚濁防止法又は瀬戸内海環境保全特別措置法に定められて

いる特定施設及び愛媛県公害防止条例に定められている排水施設を設置している工場・事業場（特定事業場）は、水質汚濁防止法対象4,040、瀬戸内海環境保全特別措置法対象272、愛媛県公害防止条例対象86の合計4,398事業場となっている。また、水質汚濁防止法又は瀬戸内海環境保全特別措置法の対象事業場のうち、平均排水量50m³/日以上のある事業場数は合計460で、平均排水量50m³/日未満の小規模事業場は合計3,852となっている（資料編3-20参照）。

② 排水基準の概要

本県において、特定施設や排水施設を設置する特定事業場に適用される排水基準の概要は、資料編3-21のとおりである。

なお、窒素・りんは、平成5年8月に水質汚濁防止法施行令が改正され、瀬戸内海についても赤潮等の富栄養化防止のため、排水規制が適用されることとなり、有害物質は、平成5年12月に水質汚濁防止法施行令等の一部改正等によりジクロロメタン等13物質が、平成13年7月にはほう素、ふっ素並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物が、さらに平成24年5月に1,4-ジオキサンが排水規制項目に追加されている。

また、昭和60年5月の水質汚濁防止法施行令等の改正により、本県の湖沼のうち、りん排水規制対象湖沼に16湖沼が指定され、その後、窒素排水規制対象湖沼に3湖沼が、りん排水規制対象湖沼に6湖沼が追加指定され、現在は、窒素・りん排水規制対象は3湖沼、

りん排水対象湖沼は22湖沼である。これらの湖沼の概要は、表2-1-12のとおりである。

表2-1-12 窒素・りん排出規制対象湖沼の概要

湖沼名	所在地	流域面積 (km ²)	湖容積 (千m ³)	利用目的	水質(27年度)		排水規制項目	工場数等
					全窒素 (mg/l)	全りん (mg/l)		
新宮ダム	四国中央市	214.9	13,000	農業用水、工業用水 発電	0.49	0.012	りん	0
柳瀬ダム	四国中央市	170.7	32,200	上水、農業用水、 工業用水、発電	0.43	0.008	りん	1
富郷ダム	四国中央市	101.2	52,000	上水、工業用水、 発電	0.29	0.006	りん	0
別子ダム	新居浜市	15.2	5,628	発電	—	—	りん	0
池田ダム	新居浜市	1.1	1,210	農業用水	—	—	りん	0
黒瀬ダム	西条市	100.6	36,000	農業用水、工業用水 発電、洪水調節	0.48	0.009	りん	0
大谷池	西条市	2.1	1,032	農業用水	—	—	りん	0
大明神池	西条市	3.3	450	農業用水	—	—	りん	0
玉川ダム	今治市	38.1	9,900	上水、農業用水、 工業用水、洪水調節	0.72	0.007	りん	0